

高等教育機関の関係者の皆様へ

高等教育機関の関係者の皆様におかれては、学生に向き合い、その教育に御尽力いただいていることに心より御礼を申し上げます。

大学等における修学の支援に関する法律が国会で成立しました。

大学や専門学校などの高等教育機関における修学の支援のための取組として、平成29年度に創設された返還不要の給付型奨学金が拡充され、あわせて授業料・入学金が減免されることになりました。経済的に特に厳しい状況にある住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯を対象に、給付型奨学金は最大で年額91万円を給付し、授業料・入学金減免は最大で年額96万円を支援する制度が、令和2年度から開始されます。

新たな支援は、新入生だけでなく、既に在学している学生を対象とし、経済的理由で進学をあきらめることがないようにします。

安心して子供を産み、育てていく上で、子供が高等学校等を卒業した段階で、経済的理由で進学をあきらめることなく、希望に応じて質の高い高等教育機関へ進学できる見通しが立つことは非常に重要です。進学率が低い厳しい経済状況の世帯に対して、大学などへの修学の経済的負担を軽減することは、少子化対策に資するものであり、今回の支援は、本年10月の消費税率の引上げによる増収分を活用して実施します。

今回の支援では、支援を受けた学生が大学などでしっかり学んだ上で、社会で自立・活躍できるようになることが極めて重要です。このため、学問追究と実践的教育のバランスの取れた、質の高い教育を実施する大学等を対象機関とするため、一定の要件を求めています。この機関要件は、現在の取組を適切に充実させることで満たすことができる内容と考えており、多くの大学等にこれを満たしていただくことを期待しています。

また、あわせて、進学後の十分な学習状況をしっかりと見極めた上で支援を行うことが必要となります。学習状況について厳しい要件を課し、これに満たない場合には支援を打ち切ることとしています。この学習状況の要件を適正に機能させる前提として、対象機関には、厳格かつ適正な成績管理の実施が求められることとなります。

誰もが希望すれば将来の夢に向かってチャレンジできる社会を作っていくことが、これからの日本にとって極めて重要です。未来を担う子供たちのために、皆様の積極的な御対応を心よりお願い申し上げます。

令和元年5月14日 文部科学大臣 柴山昌彦